八　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
九　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十　当該申請に係る事業に係る資産の状況
十一　当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
十二　法第七十八条の二第四項各号（令第三十五条の六において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）
十三　役員の氏名、生年月日及び住所
十四　連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地（当該申請に係るサービスが法第八条第十五項第二号に該当するときに限る。）
十五　その他指定に関し必要と認める事項

2　法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一　現に受けている指定の有効期間満了日
二　誓約書

3　前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第百三十一条の三第一項各号列記以外の部分中「（当該事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節、第七節及び第八節において同じ。）」を削り、同項第十二号を次のように改める。

十二　誓約書

第百三十一条の八の次に次の一条を加える。

（指定複合型サービス事業者に係る指定の申請等）

第百三十一条の八の二　法第七十八条の二第一項の規定に基づき複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十四号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地
二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
五　事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別
六　建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
七　利用者の推定数
八　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
九　運営規程
十　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
十一　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十二　当該申請に係る事業に係る資産の状況
十三　指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する第八十三条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
十四　指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
十五　当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
十六　誓約書
十七　役員の氏名、生年月日及び住所
十八　介護支援専門員の氏名及びその登録番号
十九　その他指定に関し必要と認める事項

2　法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項（第三号及び第十六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一　現に受けている指定の有効期間満了日
二　誓約書

3　前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第百三十一条の九の次に次の一号を加える。

八　複合型サービス　前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び登録定員

第百三十一条の十三第一項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一　定期巡回・随時対応型訪問介護看護　第百三十一条の二の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項

第百三十一条の九の次に次の一号を加える。

八　複合型サービス　前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び登録定員

第百三十一条の十三第一項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一　定期巡回・随時対応型訪問介護看護　第百三十一条の二の二第一項第一号から第三号まで」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　定期巡回・随時対応型訪問介護看護　第百三十一条の二の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項

第百三十一条の九に次の一号を加える。

八　複合型サービス　前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び登録定員（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで、第十一号、第十三号及び第十四号に掲げる事項

第百三十一条の十三第一項に次の一号を加える。

八　複合型サービス　第百三十一条の八の二第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第八号、第九号、第十三号から第十五号まで、第十七号及び第十八号に掲げる事項

第百三十一条の十五を第四章第三節中第百三十一の十九とし、同条の前に次の四条を加える。

（法第七十八条の十三第一項の厚生労働省令で定める地域密着型サービス）

第百三十一条の十五　法第七十八条の十三第一項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスとする。